

てん菜をめぐる事情

令和 3 年 2 月

農林水産省政策統括官付地域作物課



【説明内容】

- 1 てん菜生産動向等について
(作付状況、生産費、直播比率など)
- 2 需給、価格動向、糖価調整制度等について
- 3 畑作構造転換事業について
(令和2年度補正予算)

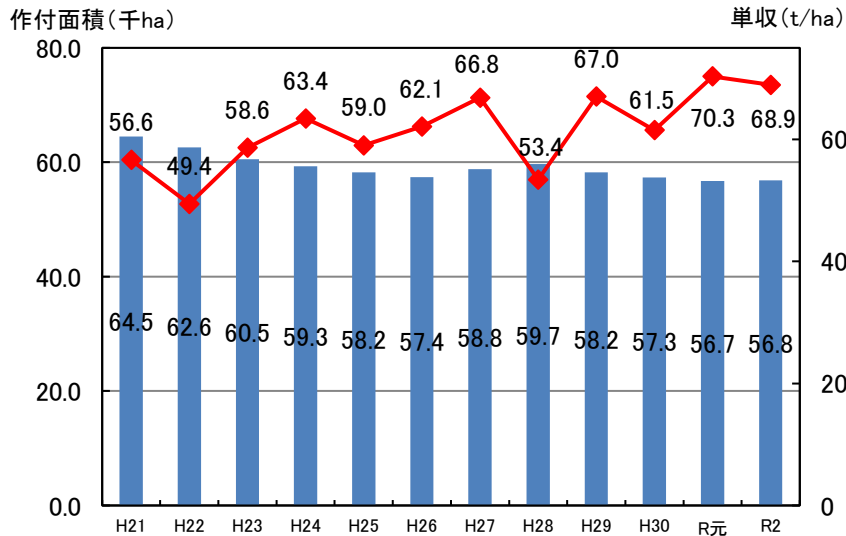


1 てん菜生産動向等について

(1) 作付動向等について

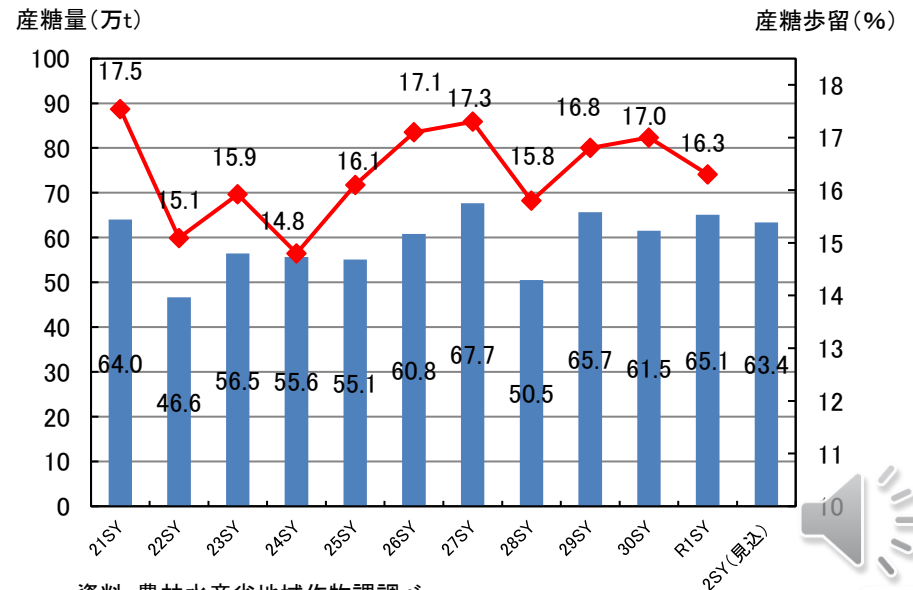
- 2年産のてん菜作付面積は、前年より100ha増の56,800haとなったものの、高齢化の進展に伴う労働力不足により、総じて減少傾向にある。
- 過去5年の生産状況
 - [28年産]5月の風害、6月以降の長雨、8月中下旬の4つの台風等による被害により、単収・糖度とも平年を下回った。
 - [29年産]作柄は概ね順調に推移し、単収は67t/haとなり、産糖量も64万トンを超えた。
 - [30年産]6月以降の多雨、寡照により湿害が発生したものの、9月以降は好天に恵まれ、単収、産糖量ともに平年並。
 - [令和元年産]、5月下旬に風害があったものの、6月以降は好天に恵まれ、単収は近年で最も多い70.3t/ha、産糖量も64万トンを超えとなった。
 - [2年産]作柄は大きな自然災害もなく順調に推移し、単収は68.9t/haとなり、産糖量は64万トンを下回る見込み。

○ てん菜の作付面積・単収の推移



資料:農林水産省「作物統計」

○ てん菜糖の産糖量と産糖歩留の推移

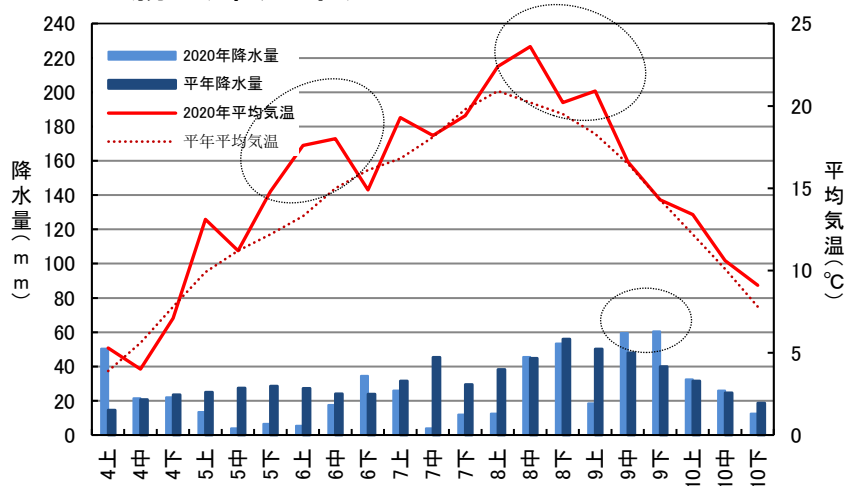


資料:農林水産省地域作物課調べ
※R2SYは見込み

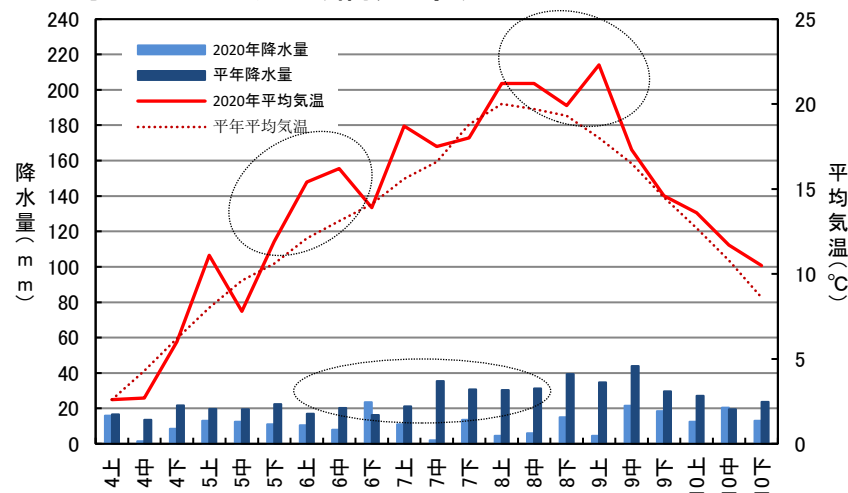
(参考) 令和2年の気象概況

○ 令和2年の平均気温は、生育初期の5月下旬～6月上旬や、8月～9月上旬が平年を上回り推移。降水量は、平年を上回る時期はあったものの、湿害につながる大雨の発生が総じてなかったこともあり、良好な作柄につながった。

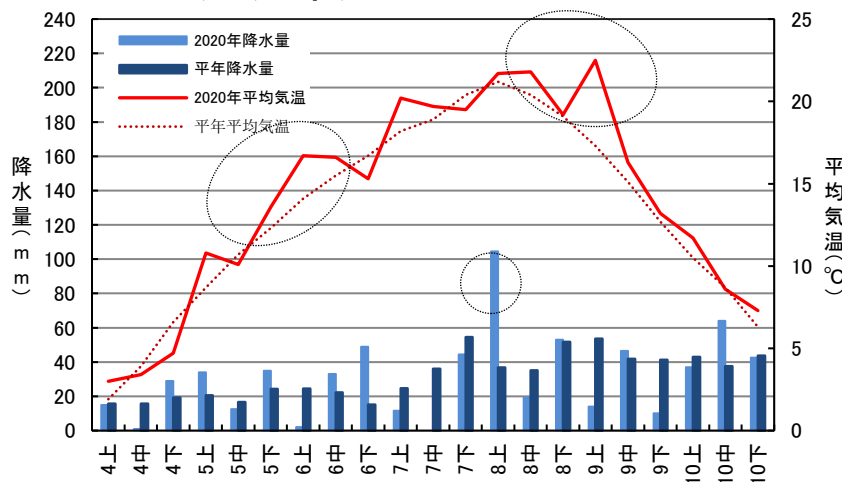
○ 十勝（帯広市）



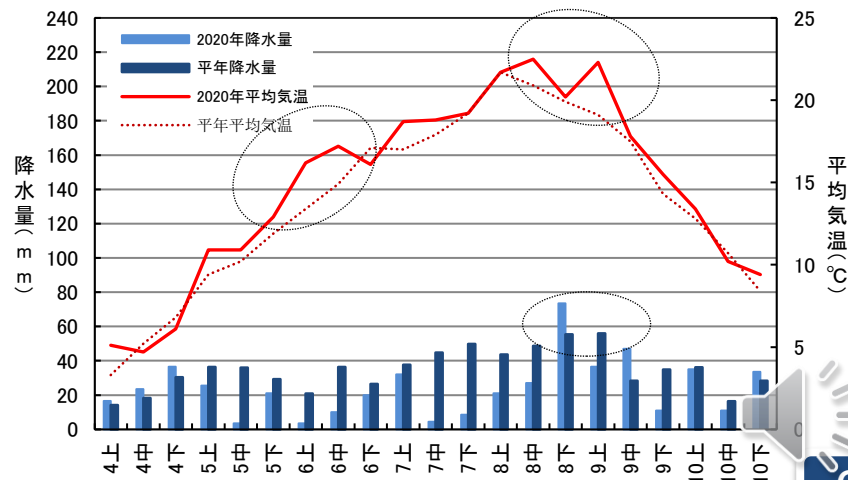
○ オホーツク（網走市）



○ 上川（士別市）



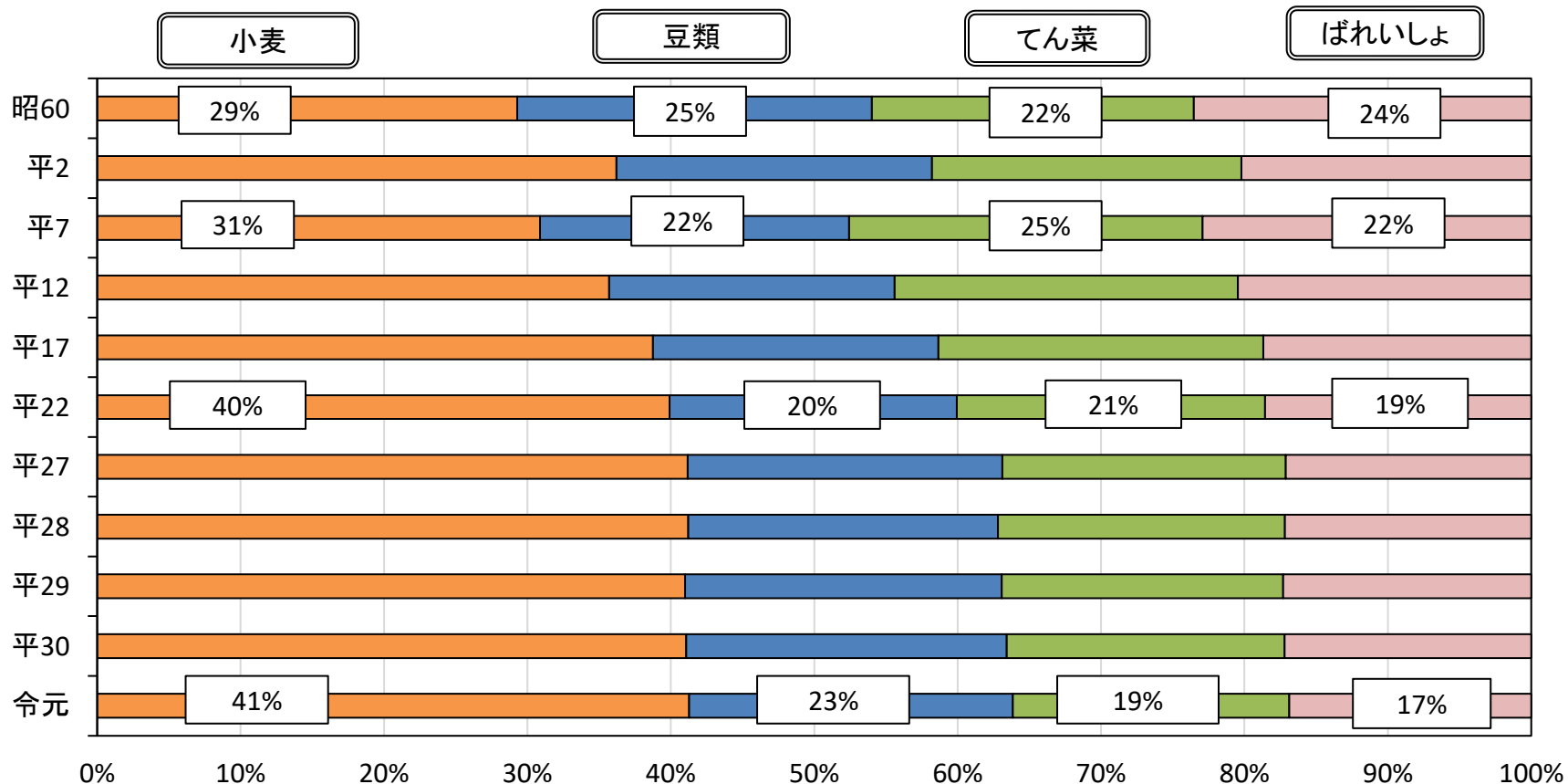
○ 道南（千歳市）



(2) 畑作物に占めるてん菜の割合

○ 畑作物（主要4品目）のうち、てん菜の割合は19%。近年では、一戸当たりの規模拡大に伴い、投下労働時間の多い品目が敬遠され、投下労働時間が少なく、他品目と作業競合しにくい品目への偏重が顕在化。

○ 畑作物（主要4品目）の作付比率の推移（全道）

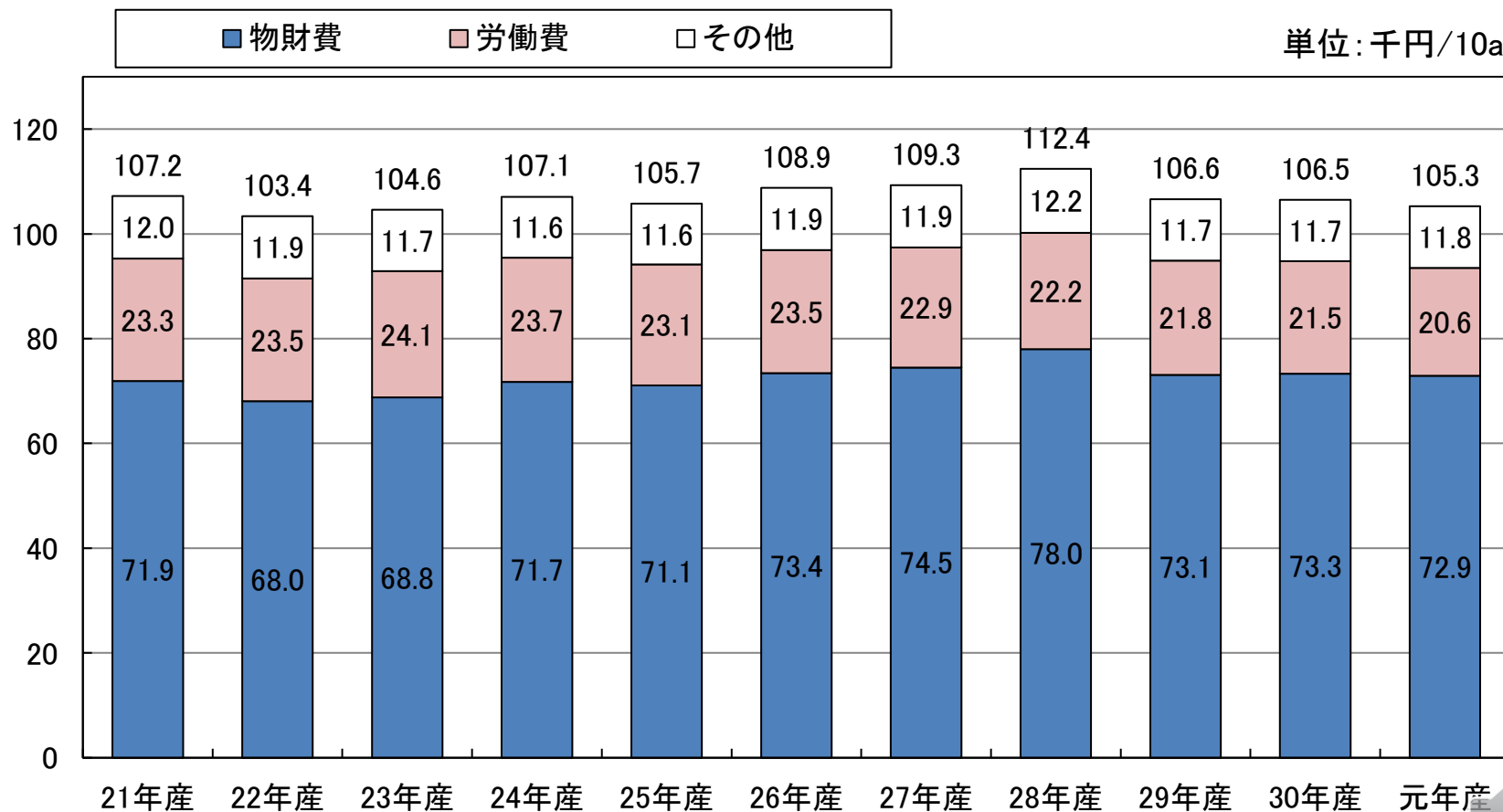


出典：農林水産省地域作物課調べ
豆類については、大豆、小豆、いんげんの合計値

(3) 生産費

- てん菜生産費は年次変動があるものの、10a当たり生産費は10万円超えと他の作物に比べて高い。ただし、令和元年生産費は10万5千円と前年に比べ減少。
- 物財費の傾向は、29年産に肥料価格が前年からやや低下したものの高水準。加えて、近年は病害まん延防止の観点から薬剤費も高止まり傾向。この傾向は30年、令和元年も大きな変化なし。
- 一方、労働費は直播栽培の拡大等によりここ数年は減少傾向で推移。

○ てん菜の生産費の推移



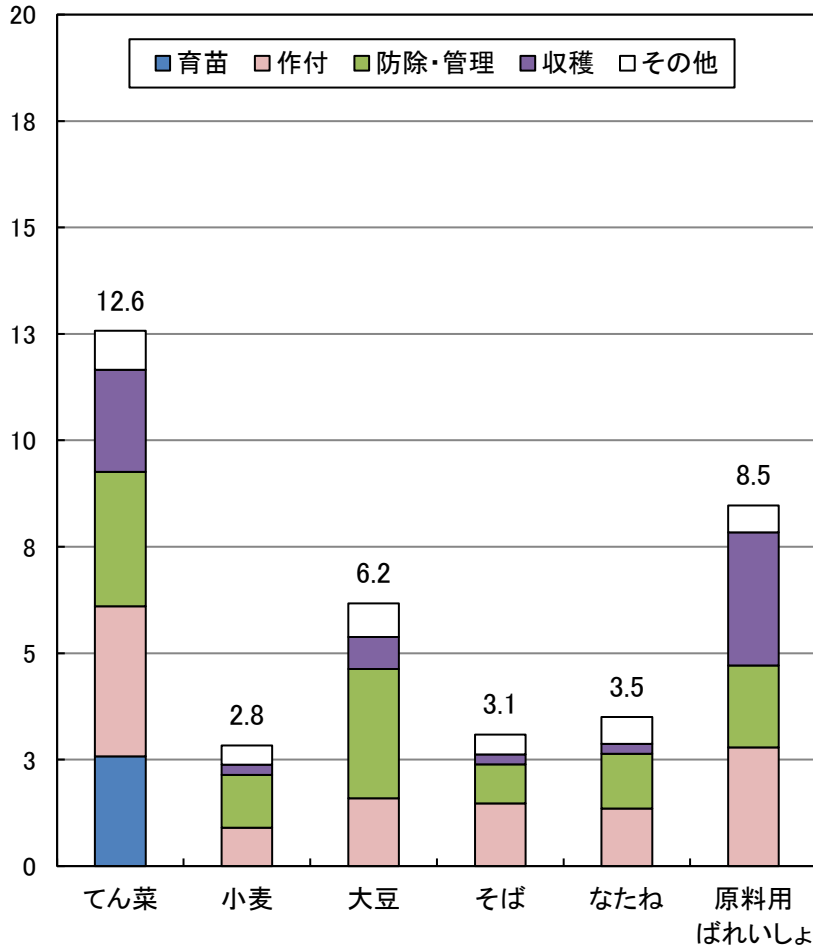
資料：農林水産省「農業経営統計調査」

(4) 労働時間、直播比率

- てん菜の10a当たり労働時間は12.6時間と他の畑作物に比べて長く、育苗時間を要することが大きな特徴。
- 一方、育苗時間を要せず、労働時間の短縮が可能な直播栽培の作付面積は年々増加。作付比率はこの10年間で約3倍まで拡大しており、低コスト生産に向け、今後さらに推進していく必要。

○ 他作物との労働時間の比較 (30年産)

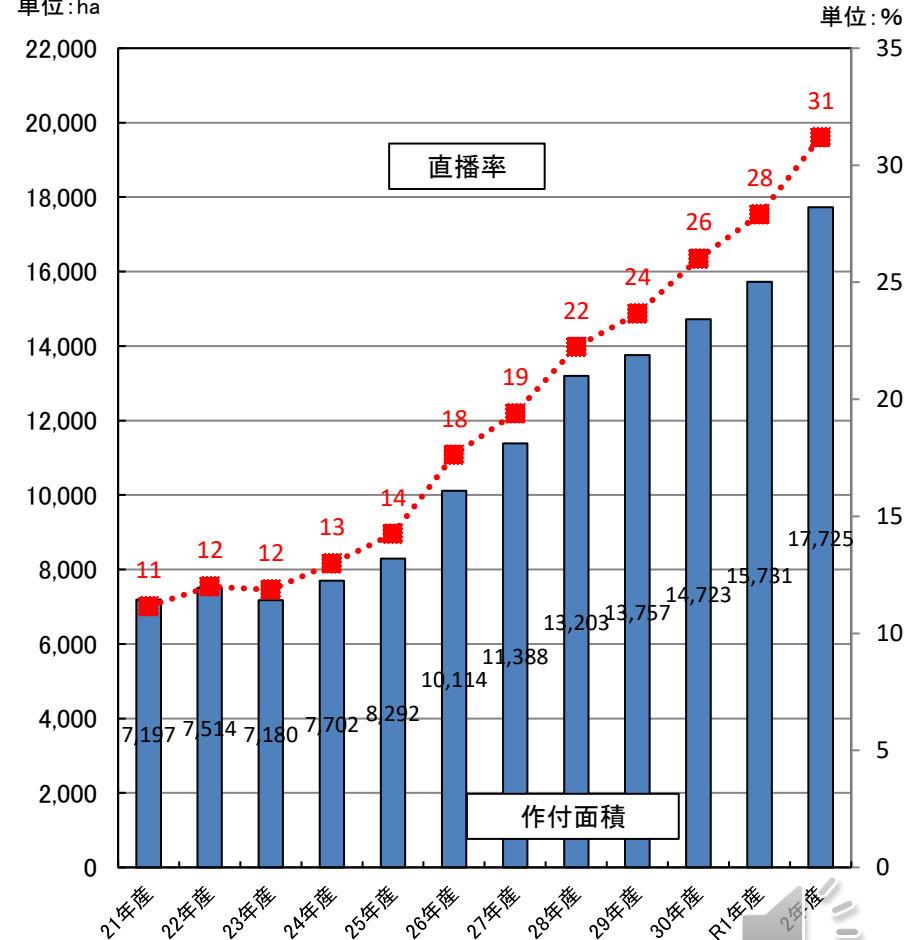
単位: 時間/10a



資料: 農林水産省「農業経営統計調査」

○ 直播栽培の作付面積・直播率の推移

単位: ha

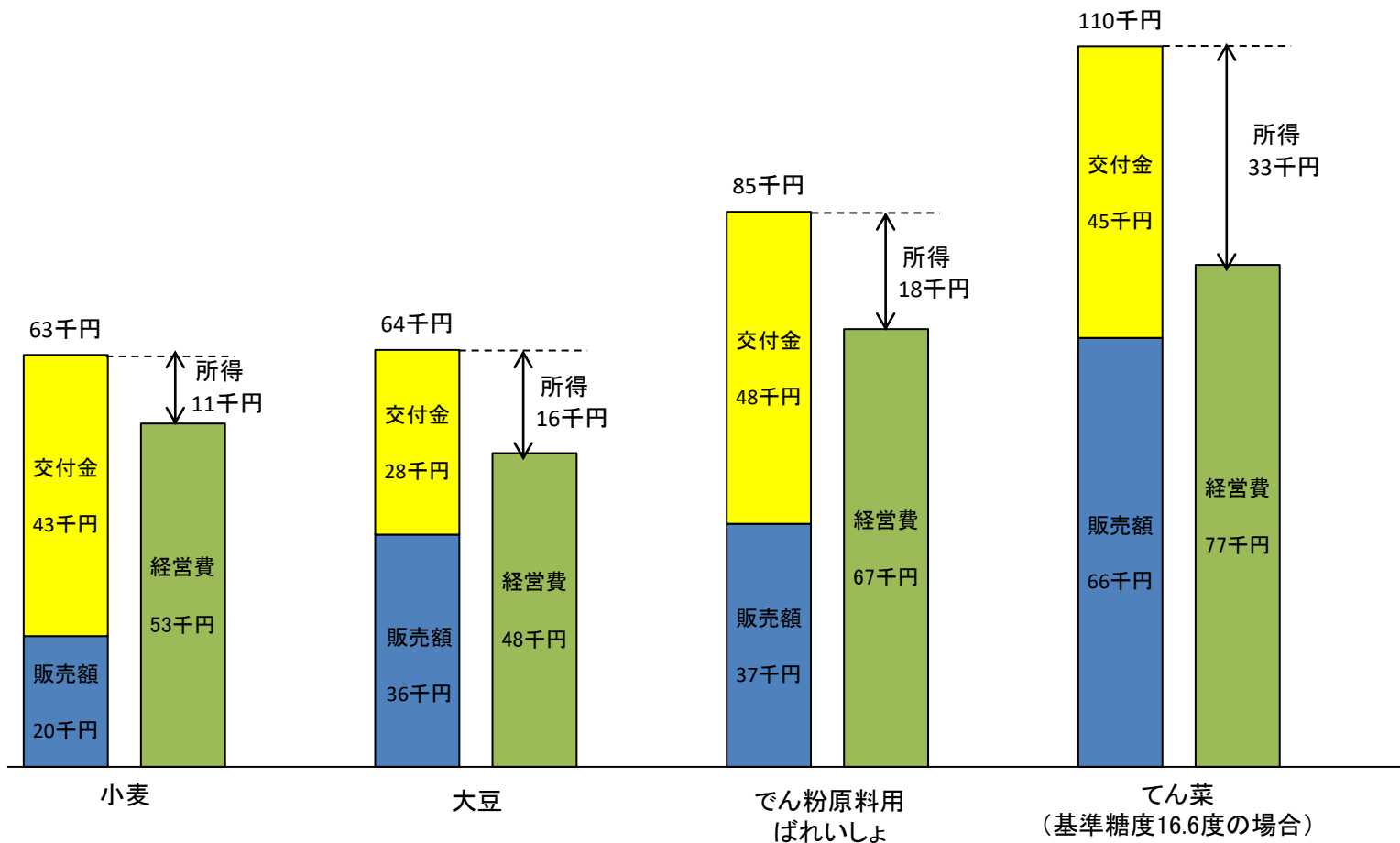


資料: 直播面積は北海道庁調べ
直播率は農林水産省地域作物課調べ

(5) 収益性

○ てん菜は、平年作であれば、畑作4品目の中では面積当たりの粗収益、所得ともに最も高くなっている。

○ 畑作4品目の10a当たり収益等の比較



- ※ 1. 交付金は経営所得安定対策による令和2～4年産の数量払平均交付単価を平均単収 (H23～29年産の7中5平均) により面積換算したもの。
- ※ 2. 販売額はH26～30年産の5中3平均価格を平均単収 (H23～29年産の7中5平均) により面積換算したもの。
- ※ 3. 経営費はH28～R元年産の物財費、雇用労賃、支払利子、支払地代の3年平均。
- ※ 4. ラウンドの関係で合計が一致しない箇所がある。

(参考) 経営所得安定対策等によるてん菜への支援

① ゲタ対策、ナラシ対策（産業政策）

- ・ 担い手の経営の安定を図るため、担い手経営安定法（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律）に基づき、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業経営のセーフティネットとしての収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）を実施。
- ・ ゲタ対策の交付単価は3年ごとに改定（交付単価は令和2～4年産について適用）。

② 多面的機能支払（地域政策）

- ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動を支援。
- ・ 27年度から法律に基づく制度となり、計画的な取組が可能。

○ ゲタ対策の交付単価の積算根拠

①10a当たり生産費(全算入生産費・28～30年産・3年平均)	(円/10a)	108,509
②単収(30年産平均単収(23～29年産・7中5平均))	(kg/10a)	6,200
③1トン当たり生産費(①/②×1,000)	(円/トン)	17,501
④1トン当たり販売価格(26～30年産・5中3平均)	"	11,168
⑤TPP11対応	"	290
⑥消費税率改定対応	"	220
⑤数量払の交付単価(③-④+⑤+⑥)	"	6,840

○ 交付単価（令和2～4年産）

糖度に対応した単価で区分

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円/t	6,840円/t	▲62円/t

※糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

○ 多面的機能支払の単価

	農地維持支払	資源向上支払 (共同活動)	資源向上支払 (施設の長寿命化)
北海道・畑	1,000円/10a	480円/10a	600円/10a

(6) てん菜の役割・機能について

○ てん菜の果たす役割・機能は「農業技術」「農業経営」「食料供給」「地域経済」と多岐にわたる。

農業技術

- ・ 連作障害を避けるため、畑作においては輪作が不可欠。
- ・ 特にオホーツク等では、冷害に強いてん菜は他に代替できない。

【輪作と連作の収量比較(指数)】

区分	てん菜	ばれいしょ	えん麦	大豆
4輪作	100	100	100	100
連作	82	91	84	80

- ・ 深根性作物である。
→ 土がよく耕される
- ・ たい肥の吸収性がよい。
→ 収穫後の茎葉のすき込みにより、良い土ができてあがる。
- ・ 砂糖の絞りかす(ビートパルプ)
→ 優良な家畜飼料となる。



ミクロ

農業経営

- ・ 重労働ではあるが、作業時間は春の育苗・定植、秋の収穫に集中。
→ 輪作の実施により効率的な労働配分が可能。

【北海道畑作の栽培暦】

作物名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
てん菜(移植)			は種	移植								収穫
ばれいしょ				は種								収穫
秋小麦									収穫		は種	

【収穫作業】



- ・ 原料作物であり、冷害にも強い。
→ 価格の乱高下や豊凶変動のリスクが小さく、農家収入を下支えする機能。

【北海道の冷害年における作況指数】

年産	水稲	てん菜	小豆
H5	40	91	58
H15	73	107	86
H21	89	91	91

※てん菜、小豆は平年単収(過去7年中5年平均)に対する当該年単収の比率。

これらの多岐にわたる役割・機能を1つの作物で果たしているのがてん菜

直接的効果

波及的効果

- ・ 自治体によっては、てん菜糖工場が地域経済の中心。
【産業全体の産出額と製糖工場売上高との比較(H26) 単位: 億円】

市町名	産業全体の産出額①	製糖工場の売上高②	②/①
A	651	177	27%
B	517	77	15%
C	489	71	14%

- ・ 原料を集荷するトラック、できあがった砂糖を運搬する貨物鉄道や船舶など、関連産業にも大きな波及効果。

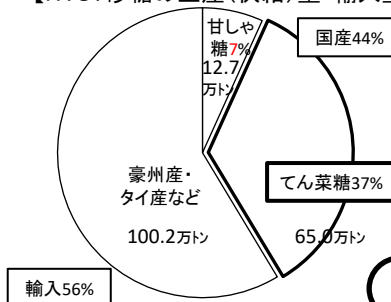


地域経済

マクロ

- ・ 砂糖は、甘味料としての役割だけでなく、防腐性、浸透性などの利点を有し、様々な加工食品に使用されている基礎的食料。
- ・ てん菜糖の生産(供給)シェアは37%高まっている。

【R1SY砂糖の生産(供給)量・輸入量】



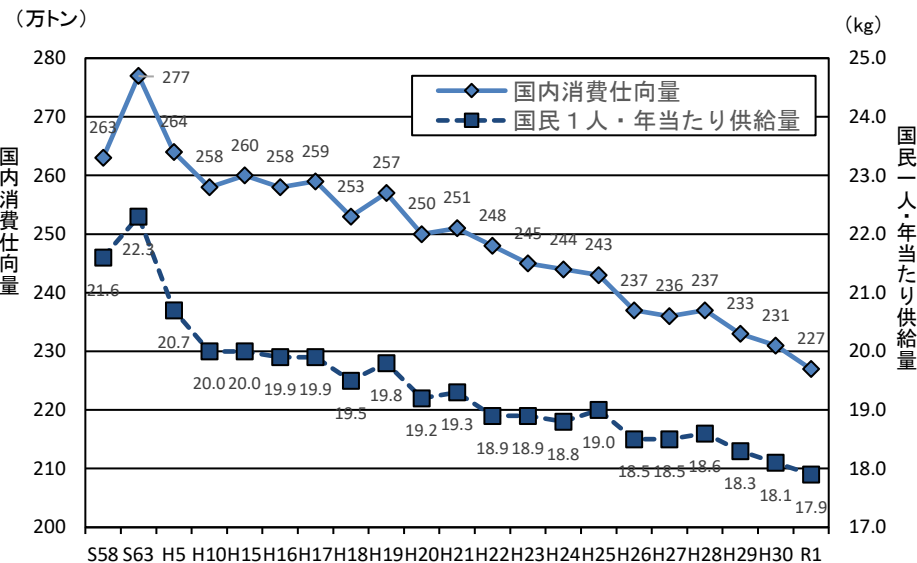
食料供給

2 需給、価格動向、糖価調整制度等について

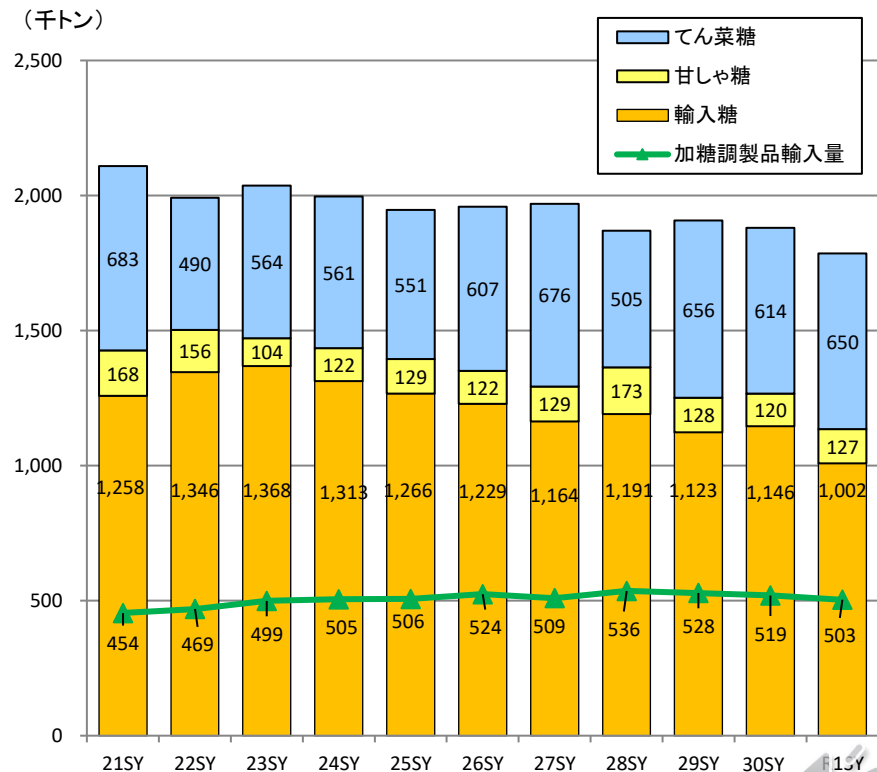
(1) 砂糖の需給動向

- 砂糖の消費量は、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向。
- R元年産国内産糖の生産（供給）量は、てん菜及びさとうきびの作付面積が減少する中であっても、単収向上等により約78万トンを確認。一方、国内支援の原資となる輸入糖は、豪州を中心に約100万トンとなり、近年大幅に減少している状況。

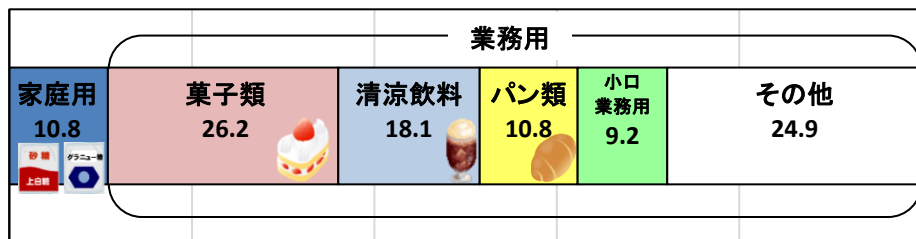
○ 砂糖の消費動向



○ 砂糖の生産（供給）量及び輸入量等の推移



○ 砂糖の用途別構成比（平成29年度）



資料：精糖工業会

(2) 砂糖の価格の動向

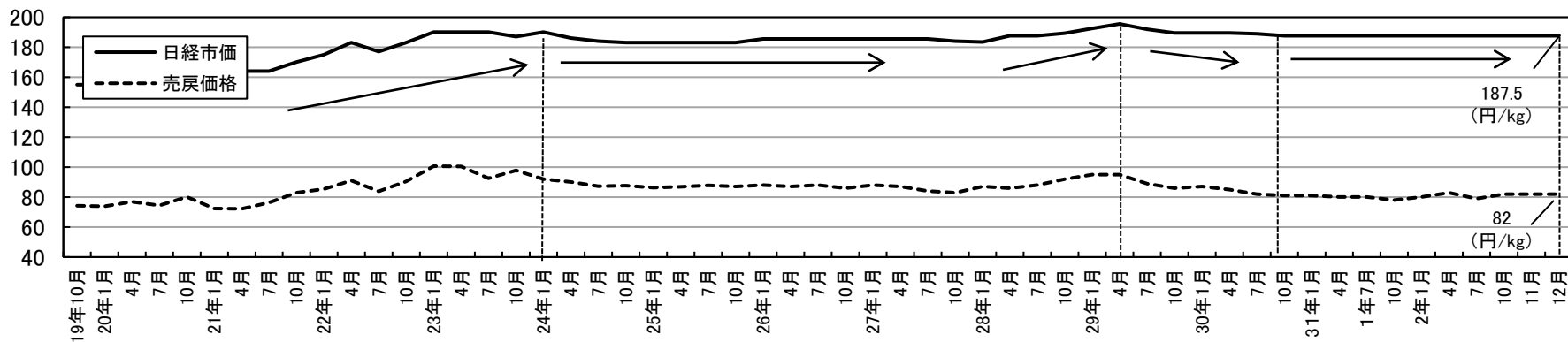
- 砂糖の市価は、国際相場の高騰等から、平成23年10月に190.5円/kgまで上昇した後、ほぼ横ばいで推移したが、平成29年4月には輸入粗糖価格の高騰等から195.5円/kgまで上昇。その後は国際相場下落から平成30年7月末以降は187.5円/kgで推移。
- 砂糖の国際相場は、生産国の天候等の影響により大きく変動。

近年の動きを見ると、平成23年1月にブラジルでの天候不順等をから36セント/ポンドとなったが、その後は主要生産国において概ね生産が順調であり下落傾向で推移した。平成27年10月から平成28年10月にかけて世界的な供給不足の見通しから25セント/ポンドまで上昇したが、その後は順調な生産状況による供給過剰感から下落傾向となった。令和2年3月から4月にかけて新型コロナウイルスによる景気後退への懸念等から一時下落したものの、令和2年10月以降は主要生産地での減産見通しを受け上昇傾向で推移し、直近（令和2年12月）では約18セント/ポンド。

○ 砂糖の市価の推移

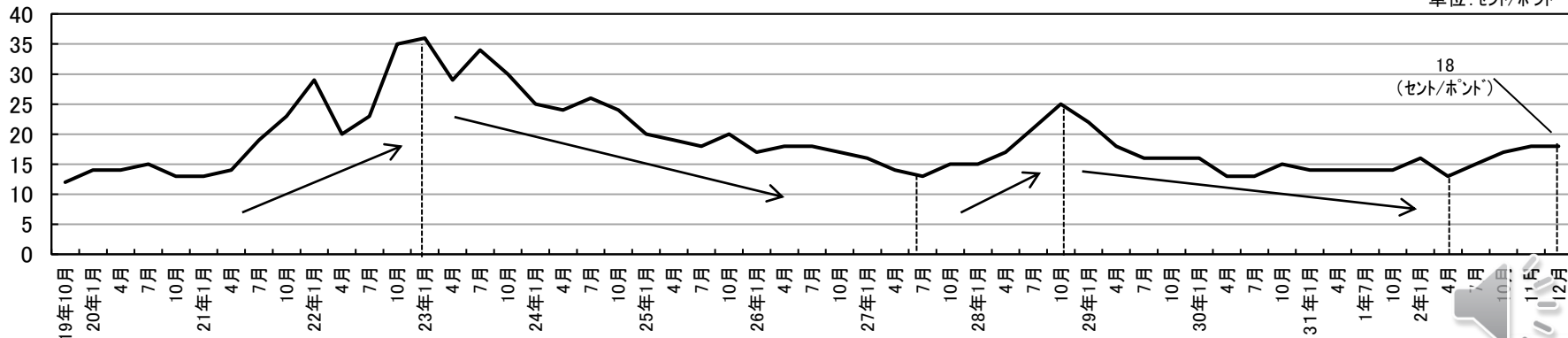
・ 日経市価、輸入粗糖価格（(独)農畜産業振興機構の売戻価格）

単位：円/kg



・ NY粗糖相場

単位：セント/ポンド

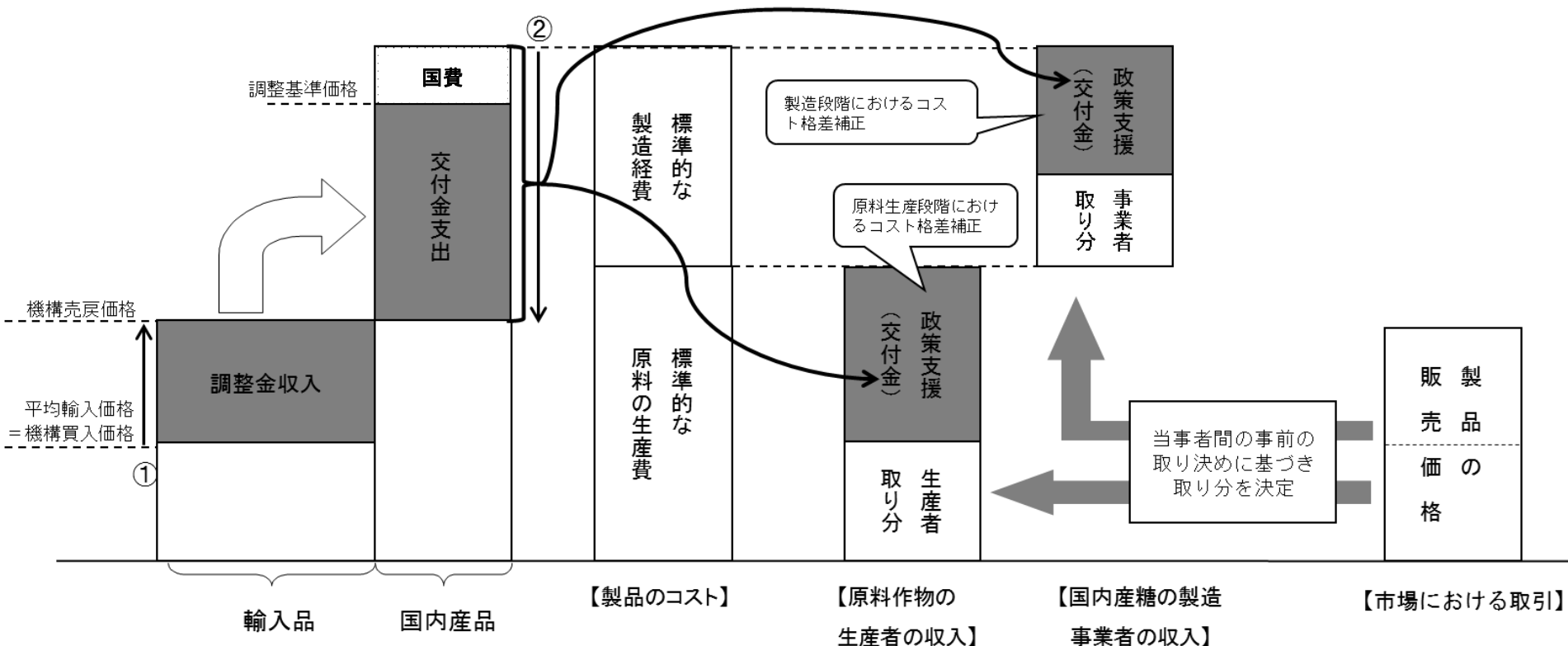


※1. 日経市価は、日本経済新聞の市中相場(東京、上白、30kg大袋入り)の価格(消費税抜き)。

※2. グラフ中の価格は、各月の平均値。

(3) 糖価調整制度による価格調整の仕組み

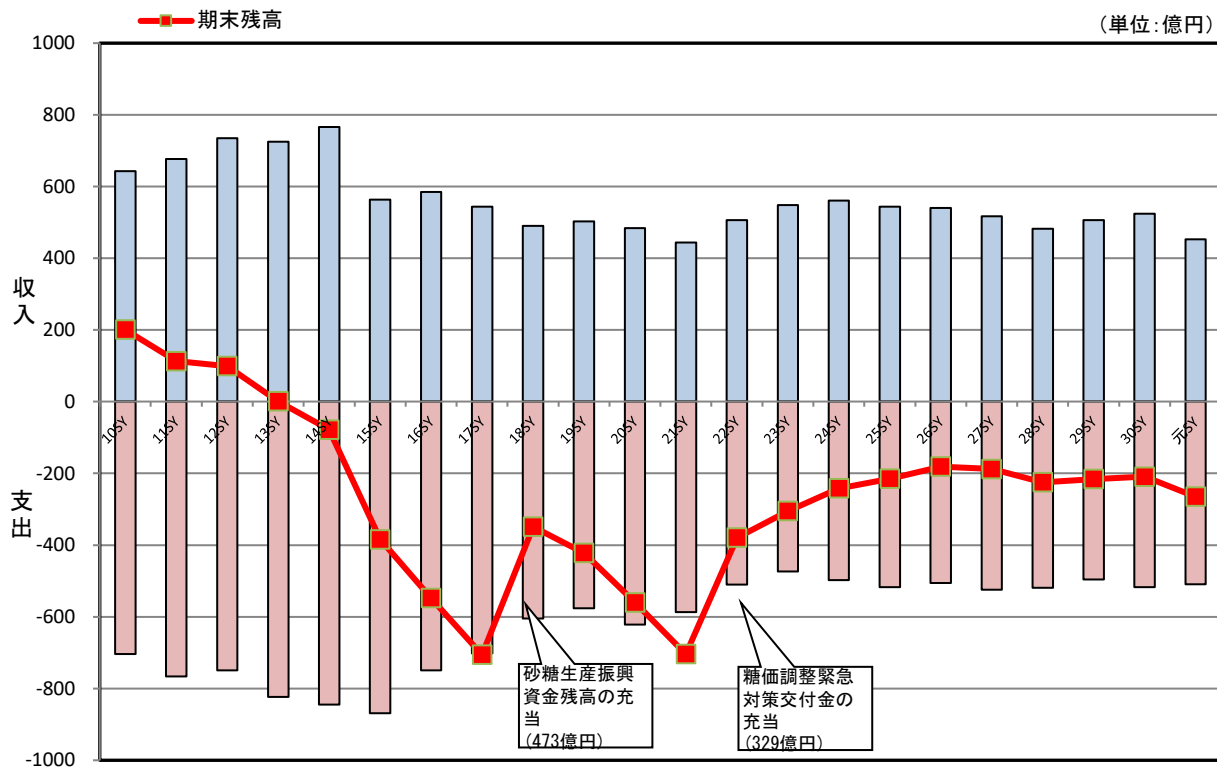
- 精製糖（製品）については、これが海外から輸入されないよう、高い水準の国境措置を設定。
- 粗糖（原料）については、糖価調整制度に基づき、輸入粗糖と国内産糖とが同じ価格水準となるよう、以下のような調整を行っている。
 - ① 輸入粗糖等から調整金を徴収（調整金の分だけ輸入糖価格が引き上げられる。）
 - ② 調整金を財源として、生産者・製糖事業者に交付金を補てん（交付金の分だけ国産糖価格が引き下げられる。）



(4) 砂糖調整金収支の赤字の状況

- 砂糖調整金の収支については、平成21砂糖年度末に累積差損が約▲700億円となった。
- これに対応し、平成22年10月以降、精製糖企業による調整金負担の水準引上げ等の取組とともに、平成23年度予算における緊急対策(糖価調整緊急対策交付金329億円)等を総合的に実施した結果、期末残高は縮減してきており、直近の単年度収支は安定的に推移(累積差損は30砂糖年度末で▲209億円)。
- しかしながら、令和元砂糖年度の収支は、単年度収支▲56億円の赤字となり、累積差損は▲265億円。

○ 砂糖の調整金収支の推移



○ 砂糖調整金の期末残高推移

(単位: 億円)

砂糖年度(SY)	単年度収支	期末残高
12	▲ 14	99
13	▲ 98	1
14	▲ 79	▲ 78
15	▲ 306	▲ 384
16	▲ 164	▲ 548
17	▲ 158	▲ 706
18	▲ 115	▲ 349
19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 379
23	74	▲ 305
24	63	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265

注1) 砂糖年度(SY)とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。

注2) 四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。

注3) 18SYに砂糖生産振興資金473億円を充当、22SYに糖価調整緊急対策交付金329億円を充当。

注4) 単年度収支には、砂糖生産振興資金及び糖価調整緊急対策交付金の充当分を含まない。

注5) 19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のでん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

(5) 砂糖の需要拡大運動（「ありが糖運動」の取組）

- 砂糖の消費量については、近年、消費者の低甘味嗜好等を背景として、減少傾向で推移。
- このため農林水産省として平成30年10月から、総合的な情報発信サイトの開設、アンバサダーの任命等を通じて、砂糖に関する正しい知識の普及やインバウンド需要への対応等による砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。
- 菓子業界、飲食業界、さとうきび・てん菜生産関係者等による幅広い参画・協賛を呼びかけ、現在、13名の「ありが糖運動」アンバサダー、33団体、約260企業に参画いただいているところ。
- 令和2年4月からは「ありが糖運動」ロゴマークを制定した他、「ありが糖運動」公式SNS(Facebook、Twitter)も開設。関係団体等が展開する消費拡大の取組とも連携強化しながら、砂糖の需要拡大を更に後押ししていく。

◇食文化(菓子・飲料・和食等)の普及を応援



参画業界による全国の活動紹介等を通じて応援



◇砂糖に対する理解促進を応援

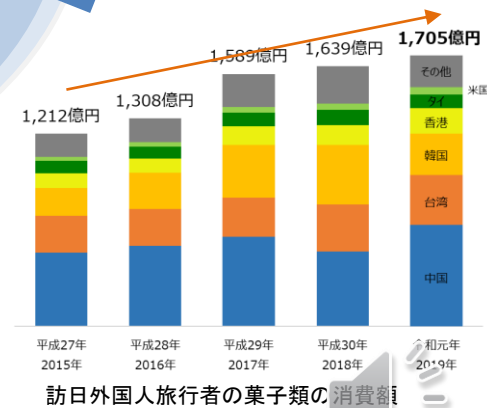


砂糖に関する基礎知識の紹介等を通じて応援

○農水省HP内に砂糖・甘味に関する総合的な情報発信サイトの開設
 ・砂糖に関する基礎知識やスイーツに関する情報発信、日本の甘味に対する理解促進とインバウンド需要増大を図るための「スイーツ文化」の発信
 ・砂糖に関連する輸出や訪日外国人データ等の公表
 ・他団体の取組との連携強化 等

◇インバウンド向けの消費促進や輸出拡大を応援

○「ありが糖運動」ロゴマークの制定や「ありが糖運動」公式SNS (Facebook、Twitter)の開設
 ・「ありが糖運動」ロゴマークの普及を通じた運動の認知拡大
 ・砂糖、スイーツに関する情報、関係団体・企業・「ありが糖運動」アンバサダー関連のイベントなどの情報、連携コンテンツを発信 等



◇関係者による主体的な取組を後押し

JAグループ北海道 精糖工業会等
 <天下糖プロジェクト> <シュガーチャージ推進協議会>
 砂糖に甘くない時代だから。



◇「ありが糖運動」公式SNSを通じた情報発信

・北海道スイーツフェアなど関係団体の取組紹介
 ・砂糖の原料や種類、効能など砂糖の豆知識
 ・さとうきび・てん菜の生育状況
 など砂糖に関する情報を発信。



3 畑作構造転換事業について（令和2年度補正予算）

- 畑作産地においては、畑作営農の大規模化により労働力不足が顕在化しており、輪作体系の乱れによる連作障害等のリスクが高まっているほか、近年多発している自然災害リスクやジャガイモシストセンチュウ等のまん延防止への対応が求められている。

これらの畑作地帯の諸課題に対応するため、令和2年度補正予算案にて畑作構造転換事業（30億円）を措置。

畑作構造転換事業

【令和2年度第3次補正予算額 3,044百万円】
 （関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 畑輪作確立枠 600百万円）

<対策のポイント>
 畑作営農の大規模化に伴う労働力不足が顕在化する中、地域の基幹作物であるばれいしょやてん菜の作付面積が減少し、輪作体系が乱れることによる連作障害のリスクや頻発する気象災害リスクの拡大等、畑作産地が直面する様々な課題への対応力を強化し、持続可能な畑作産地を形成するため、効率的作業体系の導入や作付体系の改善、気象災害や病害虫リスクの軽減等、畑作地域の生産性の向上に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- 需要のあるばれいしょ用途への転換（10%以上 [令和5年度まで]）
- ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付割合の拡大（50%以上 [令和5年度まで]）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援</p> <p>① 生産基盤強化に向けた新技術等の導入</p> <p>ア ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入、てん菜の風害・湿害やそばの湿害の軽減対策等を支援します。</p> <p>イ 品質の高い種ばれいしょ（全粒植えに適する小粒種いも等）の生産技術の導入、り病率の低い種ばれいしょ供給に向けた取組を支援します。</p> <p>ウ 病害虫抵抗性を有するばれいしょ新品種やなたねのダブルロー品種の普及の加速化に向けた産地での取組を支援します。</p> <p>② 輪作体系の適正化に向けた取組</p> <p>豆類の省力栽培技術や緑肥作物、その他の輪作作物の導入に加え、小豆・いんげんの複数年契約取引の推進等、輪作体系の適正化に向け、作付体系を改善するため必要となる取組を支援します。</p> <p>2. 省力・効率作業体系の導入支援</p> <p>① ばれいしょ、てん菜の適期作業を推進するため、基幹作業の作業受託組織への外部化を支援します。</p> <p>② ばれいしょ、てん菜生産等の省力化・効率化に向けた機械化体系導入に向けた取組を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>畑作産地の課題</p> <p>大規模畑作地帯では、3～4品目による輪作が営まれているが、大規模化に伴う労働力不足が顕在化する中、作付体系の乱れや病害虫、気象災害リスクが拡大。これら課題への対応力を強化することで生産性の向上を図り、持続可能な畑作産地を形成することが急務。</p> </div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 畑作産地の生産性の向上等を図る以下の取組などを総合的に支援 </div> <p>1. 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援</p> <p>① 生産基盤強化に向けた新技術等の導入 〔例：ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付 てん菜及びそばの湿害軽減対策の導入〕</p> <p>② 輪作体系の適正化に向けた取組 （例：小豆の複数年契約取引の推進）</p> <p>2. 省力・効率作業体系の導入支援</p> <p>・適期作業推進のための基幹作業の作業受託組織への外部化 （例：貯蔵庫前の集中選別作業の外部委託によりばれいしょ収穫作業を効率化）</p> <div style="background-color: #ffc107; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 畑輪作確立枠（6億円） </div> <p>○ 畑作地域の輪作体系の確立に向けた農業機械等の導入を支援します（別途、畑輪作地域の課題に沿った成果目標を設定）。</p>
<p><事業の流れ></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">国</div> <div style="text-align: center;"> ➡ <small>定額 1/2以内</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">都道府県</div> <div style="text-align: center;"> ➡ <small>定額 1/2以内</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農業者の組織する団体等</div> </div>	

【お問い合わせ先】 政策統括官付地域作物課（03-6744-2115）

(1) 事業メニューについて①

メニュー	補助対象経費	補助率	事業実施主体			
I 省力・効率作業体系の導入支援	1. 省力作業機械等の導入	1/2以内 (リース導入の場合は、物件相当額の1/2以内)	①都道府県、 ②市町村、 ③農業者の組織する団体* ¹ 、 ④地域農業再生協議会、 ⑤民間事業者* ^{1,2} 、 ⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、種子用ばれいしょ生産を行うもの			
	ア. ばれいしょ用作業機械等			ばれいしょ生産の基幹作業（植付、収穫、収穫機上選別の省力化に資する貯蔵庫前等における集中選別）の省力化に資する農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 ※種子用ばれいしょ生産においては、栽培管理の省力化に資する機械も含む		
	イ. てん菜用作業機械			てん菜生産の基幹作業（移植・播種、収穫）の省力化に資する農業機械の導入及びリース導入に要する経費		
	ウ. 畑地の排水性等改良作業機械			対象作物の湿害を回避するための農地の排水性改良作業機や土壌・土層改良（石れき破碎、除去）に必要な作業機の導入及びリース導入に要する経費		
	エ. 豆類用作業機械			輪作体系の適正化を目的に導入・作付拡大する豆類の播種及び収穫に係る農業機械の導入及びリース導入に要する経費		
	カ. 新たな輪作作物導入に必要な作業機械			輪作年限の延長を目的に導入する新たな輪作作物の播種及び収穫に係る農業機械の導入及びリース導入に要する経費（※下記Ⅱの2の（2）のイの取組と同時に導入するものに限る。）		
II 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援	1. 生産性向上に向けた新技術等の導入					
	(1) 気象災害リスク等軽減技術導入					
	ア. てん菜の風害・湿害軽減技術の導入			てん菜の安定生産体制の構築に向け、風害の軽減対策（エン麦等の被覆作物の播種や盛土等の施工）やほ場の湿害対策（有材心土破碎、穿孔暗渠等の施工）の取組に対する支援	定額 3,000円/10a	
	イ. そばの生産力向上技術の導入			そばの単収向上、安定生産体制の構築に向けた、ほ場の透排水性の改善（弾丸暗渠、心土破碎等）や土壌環境の改善（土壌改良資材の投入）の取組に対する支援 ※上記に加えて、輪作体系にそばを組み込んでいる場合は別途輪作加算有り	定額 2,000円/10a なお、左記の※に該当する場合は、輪作加算(1,000円/10a)を併せ 3,000円/10a	
	(2) 病害虫抵抗性品種の導入			ばれいしょについて、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む）の導入・作付拡大に要する経費	定額 3,000円/10a	
	2. 輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善					
	(1) 輪作体系の適正化に向けた取組					
	ア. 豆類の作付拡大（土壌分析）			輪作体系の適正化を目的とし、豆類を導入・作付拡大するために実施する土壌の分析に要する経費	1/2以内	
	イ. 豆類の省力栽培（狭畦・密植栽培）			輪作体系の適正化を目的とし、豆類の作付拡大と併せて狭畦・密植栽培を導入し省力栽培に取り組む場合に必要の掛かり増し経費	定額 大豆：2,700円/10a 小豆：4,200円/10a いんげん：4,200円/10a	
	ウ. 豆類の複数年契約取引の推進			小豆・いんげんの病害虫抵抗性を有する品種を対象に、播種前に複数年（2か年以上）の販売契約（取引価格込み）を締結する取組に対する支援	定額 4,000円/10a	
エ. 豆類生産の労働負担軽減	小豆、いんげんの管理作業（中耕・防除）や収穫作業を新規に委託する場合に要する経費	1/2以内				
オ. 緑肥の導入	輪作年限の延長又はばれいしょの連作回避を目的に導入する緑肥作物であって、子実等の収穫を行わず、作物全体を土壌に還元する取組に要する経費	定額 10,000円/10a				



(2) 事業メニューについて②

メニュー	補助対象経費	補助率	事業実施主体	
Ⅱ 持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入支援	(2) 労働生産性の高い作物及び新たな輪作作物の導入		①都道府県、 ②市町村、 ③農業者の組織する団体*1、 ④地域農業再生協議会、 ⑤民間事業者*1,2、 ⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、種子用ばれいしょ生産を行うもの (再掲)	
	ア. 子実用トウモロコシの導入	輪作体系の適正化を図りつつ、畑作経営における労働負担の軽減による余剰労働力を活用した経営規模の拡大や適期作業を推進するため、労働負担の小さい子実用トウモロコシの栽培の取組に要する経費		定額 35,000円/10a
	イ. 新たな輪作作物の導入	輪作を構成する基幹作物(ばれいしょ、豆類を除く)から加工用ばれいしょ又はその他の新たな輪作作物等に転換し、輪作年限の延長や輪作体系の改善に取り組む場合に必要経費(種子代)への支援		1/2以内 (上限5,000円)
	(3) ばれいしょ・てん菜の適期作業の推進			1/2以内
	ア. 基幹作業の作業受託組織への外部化	畑作経営の規模拡大に対応するため、ばれいしょ及びてん菜の基幹作業を作業受託組織に新規に委託する場合に要する経費		
	(4) 土壌・土層改良	石れきが営農に支障を及ぼしているほ場における、石れき破碎又は除去の施工(自力施工除く)に要する経費		1/2以内
	3. 種子用ばれいしょ生産力向上			
	(2) り病率の低い種子の供給	原種・採種ほにおけるウイルスり病率を原原種ほ並みに低減するための取組を行うため追加的に必要となる経費		定額 8,000円/10a
	(3) 種子用ばれいしょ品質向上技術導入	原種・採種ほにおいて、種子用ばれいしょの調整作業の省力化や生産されるばれいしょの高品質化に資する小粒の種子用ばれいしょの生産性を高める取組を行う場合に追加的に必要となる経費		定額 6,000円/10a
	4. 新品種等の早期普及			
(1) ばれいしょ新品種等の産地導入	ばれいしょ新品種等の導入及び早期普及に向けた、産地段階での生産規模・作業体系を想定した大規模栽培実証試験による栽培技術の確立及び実際の製造ラインでの食品加工等を想定した加工適性試験等による加工技術の確立等に要する経費	定額 10/10以内	⑦新品種等産地導入協議会*3	
(2) なたねのダブルロー品種導入	なたねのダブルロー品種の導入及び早期普及に向けた現地栽培実証、試作品の製造、油脂及び副産物の成分分析等に要する経費	定額 10/10以内	①~④	

*1 農業者の組織する団体及び民間事業者が事業実施主体となる場合は、受益農業従事者の常時従事者(原則年間150日以上)が5名以上であること。

*2 ばれいしょ、てん菜における農作業の受託を進めるために必要な農業機械等を導入する場合に限る。

*3 ばれいしょの新品種等の早期普及に向け、当該品種の産地への導入を目的とし、育成者権者(研究開発機関等)、生産者(農業者の組織する団体を含む。)、実需者、地方公共団体等で構成された協議会。

ご清聴ありがとうございました。

